

災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本UAS産業振興協議会（以下「乙」という。）は、神奈川県内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるドローンによる支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が連携して災害対応を円滑に実施することを目的として、必要な基本事項を定めるものとする。

（支援要請の手続）

第2条 甲は、乙の支援活動が必要であると認めたときは、乙に対し協力を要請できるものとし、この場合において、乙は可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 甲は、前項の要請を行うときは、協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときには、電話等の通信手段で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（支援活動の内容）

第3条 甲が乙に対し要請する支援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県内の被災地等におけるドローンによる調査、情報収集及び物資の運搬
- (2) 前号を実施するにあたり必要となる機体の提供、操縦士の派遣及び甲の航空運用調整の支援
- (3) 第1号の活動により得られた映像等のデータの提供
- (4) その他、甲乙協議の上、支援活動に必要と認められる業務

（支援活動の実施）

第4条 甲は、乙が支援活動を円滑に実施できるよう受入体制を整えるとともに、必要な措置を講ずるものとし、甲及び乙は、相互に協力し、当該活動を実施するものとする。

- 2 乙は、甲の要請に基づき支援活動を行うに当たっては、関係法令を遵守するとともに、甲との密接な連絡をとり、安全で円滑な活動に努めなければならない。
- 3 乙は支援活動を行うに当たり、損害賠償責任保険その他必要な保険に加入しているドローンを使用するものとする。
- 4 乙は、甲の要請に基づき支援活動を行ったときは、終了後速やかに、活動報告書（第2号様式）により、その内容を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する費用負担)

第5条 本協定に基づき、乙が実施した支援活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 支援活動に要した費用は、当該災害の直前における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(請求及び支払い)

第6条 乙は、業務の終了後、支援活動に要した前項の費用について、遅滞なく甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から請求があったときは、甲の規定に基づき、その費用を乙に速やかに支払うものとする。

(機密の厳守)

第7条 乙は、本協定に基づく支援活動を行うにあたり知り得た情報について、甲の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

(損害補償)

第8条 乙の支援活動により、乙、乙が手配した事業者又は第三者に損害が生じた場合、明らかに甲の責めに帰すべき場合を除き、乙がその責任を負うものとする

(従事者の損害補償)

第9条 本協定に基づく活動による乙の負傷、疾病、傷害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、甲の責めに帰する場合を除き、原則として、自らが負担するものとする。ただし、甲が乙に対して、災害対策基本法第71条による、従事命令を行った場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年神奈川県条例第51号）」を準用する。

(映像等の著作権)

第10条 本協定に基づき乙が撮影した著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は甲に帰属するものとし、乙が当該映像等を利用する場合は、甲の承諾を要するものとする。ただし、災害対応を円滑に実施することを目的に、当該災害の関係機関と情報共有を行う必要がある場合には、当該承諾を要しないものとし、この場合には、乙は当該映像等を提供後、甲に報告するものとする。

(連絡窓口)

第11条 甲及び乙は、相互の連絡、情報交換等を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当者

を定め、相互に届け出るものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の連絡担当者に変更が生じたときは、その都度速やかに届け出るものとする。

(平常時における協力体制)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく支援活動が円滑に行われるよう、甲は、必要がある場合には、要請により活動できる内容及び連絡体制等を乙に照会することができる。

- 2 甲及び乙は、日頃から情報の共有や、各種訓練への参加、その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申出のない場合は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年2月27日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩祐治

乙 東京都文京区本郷5-33-10いちご本郷ビル4F
一般社団法人日本UAS産業振興協議会
理事長 鈴木真二